



目 次

告 示	ページ
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定 (障害保健福祉課)	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定 (")	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができ る応急入院指定病院の指定 (")	1
○特定計量器の定期検査の実施 (3件) (商工政策課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	3
○道路の供用開始 (3件) (")	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課)	4
◎告示 (指定構造計算適合性判定機関の 指定)の一部改正 (建築指導課)	4
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の 申請 (県民生活・男女共同参画課)	4
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
○土地改良区の役員の退任 (")	5
○土地改良区の清算人の退職 (")	5
○県営土地改良事業の計画の定め (")	5
○換地処分公告 (")	5
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	5

告 示

高知県告示第195号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づく措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所 在 地 認定年月日
 高知県立あき総 安芸市宝永町3番33号 平27・4・1
 合病院

高知県告示第196号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所 在 地 指定年月日
 高知医療センタ 高知市池2125番地1 平27・4・1
 一

渡 川 病 院 四万十市具同2278番地1 " " "

高知県告示第197号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、同条第2項後段の規定に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所 在 地 指定年月日
 高知県立あき総 安芸市宝永町3番33号 平27・4・1
 合病院

高知県告示第198号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
宿毛市	平成27年5月11日	午後2時から午後4時まで	小筑紫基幹集落センター
"	平成27年5月12日	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	高知はた農業協同組合宿毛東出張所

"	平成27年5月13日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	宿毛市役所
"	平成27年5月14日	午前9時から正午まで	片島公民館
"	"	午後3時40分から午後4時10分まで	すくも湾漁業協同組合沖の島支所
"	"	午後4時40分から午後5時まで	すくも湾漁業協同組合弘瀬出張所
"	平成27年5月15日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
 宿毛市
- (3) 検査年月日
 平成27年5月15日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第199号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮

革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
黒潮町	平成27年5月25日	午前11時から正午まで	黒潮町役場本庁
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	高知県漁業協同組合田野浦支所
〃	平成27年5月26日	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	黒潮町役場佐賀支所
三原村	平成27年5月27日	午前9時30分から午前11時まで	三原村農業構造改善センター
大月町	〃	午後1時から午後2時まで	大月町平山区役場
〃	〃	午後2時30分から午後3時30分まで	すくも湾漁業協同組合柏島支所前
〃	平成27年5月28日	午前9時から正午まで	大月町役場
大月町、三原村及び黒潮町	平成27年5月29日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

- 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査
 (1) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
 (2) 検査対象区域
 大月町、三原村及び黒潮町
 (3) 検査年月日
 平成27年5月29日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第200号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
香南市	平成27年6月8日	午前10時30分から午前11時30分まで	香南市野市東部老人憩の家
〃	〃	午後1時から午後2時まで	香南市佐古防災コミュニティセンター
〃	平成27年6月9日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	香南市のいちふれあいセンター
〃	平成27年6月10日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後2時まで	香南市夜須中央公民館
〃	平成27年6月11日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後2時まで	香南市赤岡市民館
〃	平成27年6月15日	午前10時から午前11時30分まで	赤岡青果市場株式会社支店山北青果市場
〃	〃	午後1時から午後2時まで	香南市岸本集会所

〃	平成27年6月16日	午前10時から午前11時30分まで	香南市香我美庁舎
〃	〃	午後1時から午後2時まで	香南市吉川総合センター
〃	平成27年6月17日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

- 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類
 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
 (2) 検査対象区域
 香南市
 (3) 検査年月日
 平成27年6月17日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第201号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
 オリックス株式会社 取締役兼代表執行役社長・グループ

- CEO 井上 亮
 (2) 届出者の住所
 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ドラッグコスモス東雲店
 高知市東雲町1番1
 (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正 晃	福岡県福岡市博 多区博多駅東二 丁目10番1号 第1福岡ビルS 館4階

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成27年11月21日
 (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,528.15平方メートル
 (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 ア 駐車場の収容台数
 52台
 イ 駐輪場の収容台数
 20台
 ウ 荷さばき施設の面積
 27.0平方メートル
 エ 廃棄物等の保管施設の容量
 12.0立方メートル
 (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び
 閉店時刻
 開店時刻 午前10時
 閉店時刻 午後10時
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前9時30分から午後10時30分まで
 ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 2箇所
 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間
 帯
 24時間
 2 届出年月日
 平成27年3月20日
 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課

- 4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏
 名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年4月10日から2週間高知県土木部道
 路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
 2 路 線 名 441号
 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐橋字 ランチウ子78番1か ら 四万十市西土佐岩間 字近谷山493番5ま で	前	A	4.7 }
		B	45.8 }
	後	12.5 }	3,887 }
		64.1 }	2,502 }
		12.5 }	2,502 }
		64.1 }	

高知県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年4月10日から2週間高知県土木部道
 路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 畑山栃ノ木
 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

安芸市畑山字寺内北 丙930番	前	5.2 }	18
		14.4 }	
	後	5.2 }	18

高知県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年4月10日から2週間高知県土木部道
 路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 松原窪川
 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町米奥 字花屋446番1から 高岡郡四万十町米奥 字宮ノ前648番1ま で	前	3.7 }	420
		12.9 }	
	後	5.1 }	420
		17.9 }	

高知県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年4月10日から2週間高知県土木部道
 路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 安田東洋
 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

安芸郡安田町別所字シミツ 328番1から 安芸郡安田町別所字シミツ 328番5まで	20	平成27年4月10日
--	----	------------

高知県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町打井川字幸次郎1512番8から 高岡郡四万十町打井川字幸次郎1511番2地先まで	345	平成27年4月25日

高知県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノ口字五百蔵乙3172番3から 安芸市井ノ口惣次出口乙3352番3まで	51	平成27年4月10日

高知県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定によ

り都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和57年9月高知県告示第566号高知広域都市計画下水道事業（南国市公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和57年9月17日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

高知県告示第209号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成23年8月高知県告示第517号（指定構造計算適合性判定機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 2 中
- 「(9) 株式会社建築構造センター南九州事務所
鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号 鹿児島第2ビル3階B室」
を
「(9) 株式会社建築構造センター鹿児島事務所
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室」
に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年4月1日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年3月27日	特定非営利活動法人土佐観光ガイドボランティア協会	今西 眞知子	高知市上町二丁目6番33号高知市立龍馬の生まれたまち記念館内	本法人は、ボランティア精神に基づき、会員相互の協力、関係機関及び団体との連携を図りながら、観光客ならびに高知県民を対象として、観光ガイド及びこれに関連する事業を行い、もって高知県の観光振興と公益の増進に寄与することを目的とする。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町林田・山田島土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
(退任)		
理事	島村 三省	香美市土佐山田町東本町五丁目 3-19
〃	宮本 耕一	〃 土佐山田町林田 504-1
〃	岩井紀代子	〃 〃 516
〃	藤本 正	〃 土佐山田町山田島 117
〃	尾立 康二	〃 〃 40
監事	上村 敬介	〃 土佐山田町林田 407
〃	尾立 英也	〃 土佐山田町山田島 82
(就任)		
理事	島村 三省	香美市土佐山田町東本町五丁目 3-19
〃	宮本 耕一	〃 土佐山田町林田 504-1
〃	岩井紀代子	〃 〃 516
〃	竹島 道夫	〃 土佐山田町山田島 103
〃	藤本 正	〃 〃 117
監事	上村 敬介	〃 土佐山田町林田 407

〃 尾立 英也 〃 土佐山田町山田島 82

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐町宮古野土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	
監事	田岡 道則	土佐郡土佐町南泉	101
〃	河村 清春	〃 〃 宮古野	33
〃	西峰 善昭	〃 〃 土居	257

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、土佐町宮古野土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所	
島村 泰生	土佐郡土佐町宮古野	139
養泉寺好平	〃 〃 〃	35
矢野 富勇	〃 〃 境	334-1
和田 千城	〃 〃 田井	415
和田 邦美	〃 〃 〃	1749
森岡 彰	〃 〃 土居	376
和田 富雄	〃 〃 〃	187-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（六丁池地区農村地域防災減災事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年4月10日から同年5月14日まで
- 3 縦覧場所
安芸市役所
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間地域総合整備事業に係る四万十窪川地区（神ノ西換地区）の換地処分を平成27年3月27日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により安芸市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
安芸都市計画公園（2・2・5号港公園）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び安芸市役所